

## 1 上限額表

(単位:円)

発電出力	上限額	発電出力	上限額	発電出力	上限額
～1kW未満	6,000	～10kW未満	250,000	～19kW未満	436,000
～2kW未満	25,000	～11kW未満	252,000	～20kW未満	458,000
～3kW未満	50,000	～12kW未満	275,000	～21kW未満	481,000
～4kW未満	77,000	～13kW未満	298,000	～22kW未満	505,000
～5kW未満	105,000	～14kW未満	321,000	～23kW未満	528,000
～6kW未満	133,000	～15kW未満	344,000	～24kW未満	550,000
～7kW未満	162,000	～16kW未満	367,000	～25kW未満	573,000
～8kW未満	191,000	～17kW未満	390,000	※ 発電出力が25kW以上の場合は、事前にご相談ください。	
～9kW未満	221,000	～18kW未満	413,000		

## 2 定率表

発電出力	定率
10kW未満	0.8
10kW以上	0.8

## 3 買取単価

発電出力	出力制御対応機器設置義務なし	出力制御対応機器設置義務あり(注1)
10kW未満	28円/kWh (25円/kWh)(注2)	30円/kWh (27円/kWh)(注2)
10kW以上	22.68円/kWh	

(注1) 太陽光発電設備の接続先が、北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の場合。

(注2) 括弧書きは、ダブル発電の場合の買取単価。

## 4 記入要領

売電先の電力会社名	売電先となる電力会社名を記入してください。
発電出力	一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センター(以下「太陽光発電協会」といいます。)又は経済産業省に対し設備認定申請を行おうとする発電出力(小数点以下第2位を切り捨て)を記入してください。
売電区分	・太陽光発電協会又は経済産業省に対し設備認定申請を行おうとする配線方法(発電出力が10kW未満の場合は「余剰売電」、10kW以上の場合は「全量売電」又は「余剰売電」)にチェック印を付けてください。 ・また、ダブル発電(太陽光発電の設置に加えて、エネファーム等の自家発電設備等を併設するもの)の場合、「ダブル発電」にもチェック印を付けてください(ダブル発電の場合、太陽光発電協会が発行する再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知書又は経済産業省が発行する設備認定通知書の「発電設備区分」欄に「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設」等と表示)。
発電量(年間見込み)(a)	1年間あたりの想定発電量(kWh)を記入してください。
自家消費量(年間見込み)(b)	1年間あたりの想定自家消費電力量(kWh)を記入してください(余剰売電の場合のみ記入)。
余剰売電量(年間見込み)(c)	1年間あたりの想定余剰売電量(kWh)を記入してください(余剰売電の場合のみ記入)。
買取単価(d)	借入申込時点において適用される固定価格買取制度の買取単価(消費税込みの単価)を記入してください。
年間売電収入見込み額(e)	・全量売電の場合、発電量(年間見込み)(a)に買取単価(d)を乗じた結果(小数点以下切り捨て)を記入してください。 ・余剰売電の場合、余剰売電量(年間見込み)(c)に買取単価(d)を乗じた結果(小数点以下切り捨て)を記入してください。
上限額(f)	1の上限額表において、該当する発電出力の上限額を確認した上、当該上限額を記入してください。
(e)又は(f)のうち低い方の額(g)	年間売電収入見込み額(e)と上限額(f)のうちいずれか低い方の額を記入してください。
年収加算額	2の定率表において、該当する発電出力の定率を確認した上、年間売電収入見込み額と上限額のうちいずれか低い方の額(g)に当該定率を乗じた結果(小数点以下切り捨て)を記入してください。